

さ情審査答申第208号
令和3年11月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年3月2日付けで貴職から受けた、「北浦和公民館中規模修繕工事完了検査後の手直し等の工事に関する文書」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月18日付け建建保第808号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）に基づく文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

約款第44条に基づく文書が特定されておらず、発注者から受注者への文書が特定されていない（例として瑕疵の修補の請求トカ）。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が平成29年12月11日付けで行政情報開示請求した本件対象行政情報について、平成29年12月18日付けで開示決定を行った。
- 2 北浦和公民館中規模修繕工事完了検査後の手直し等の工事（以下「本補修」という。）は、発注者と受注者で現場にて確認をし、その後補修している。その際に作成した文書として、当課で保有する補修図、主要材料カタログ、補修写真を特定し、本補修に係るすべての情報を開示したものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月11日に開示請求を行った本補修に関する文書である。

実施機関は本件開示請求に対して、本補修に関する行政情報を特定し、すべて開示したところ、審査請求人は、約款第44条に基づく文書が特定されていないことを理由に、当該文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、開示請求に関する文書として該当する行政情報を特定し、すべて開示している。また、審査請求人は約款第44条に基づく文書の開示を求めているが、同条は本補修のような軽微な補修については文書作成を必須としていない。よって、開示した文書以外は存在しないと認められる。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第503号）
②	令和 3年10月21日	審議
③	令和 3年11月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士 令和3年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士 令和3年10月21日退任

(五十音順)